

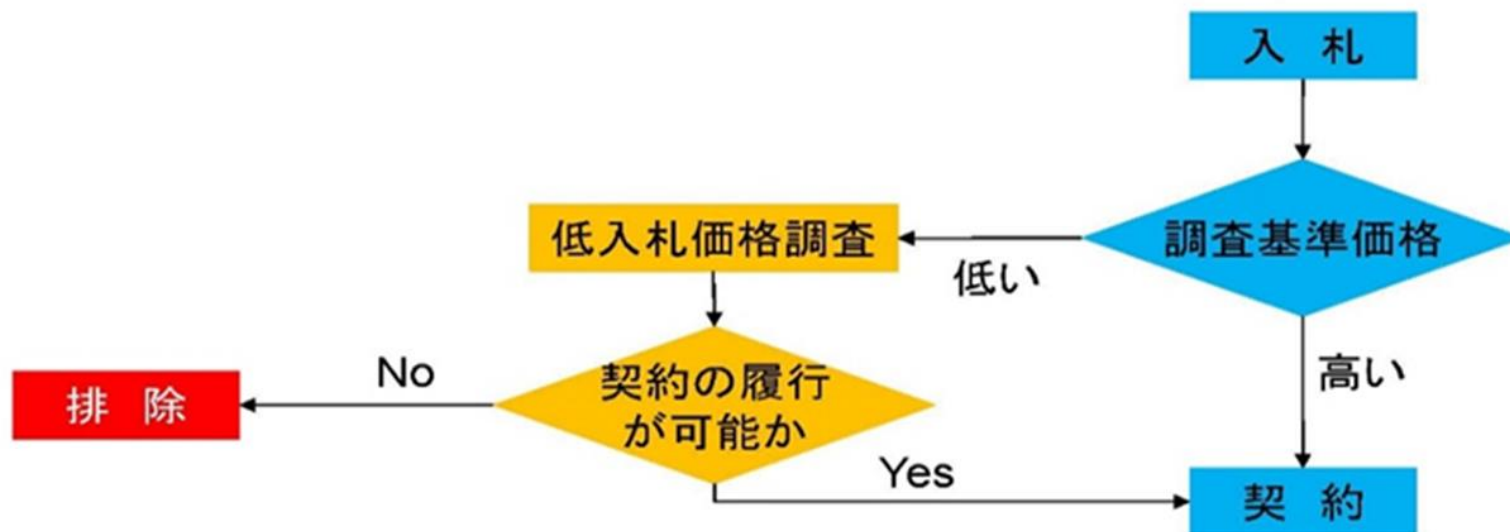
円滑な価格転嫁等に資する適切な 低入札価格調査の実施等について

財務省

2025年6月30日

国の低入札価格調査制度の概要

- 会計法上、競争入札を行った場合、予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者と契約することが原則。
- ただし、予定価格が1,000万円を超える請負契約については、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、最低価格の入札者を落札者としないことができる。
- この場合、各省各庁の長があらかじめ調査基準価格を設定し、当該調査基準価格より低い価格で入札した者については、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかについて調査（低入札価格調査）を実施。
- 調査の結果、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、当該入札者を排除し、次順位者と契約することとされている。



低入札価格調査制度に関する政府決定

経済財政運営と改革の方針2025

(1) 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」に基づく取組として、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保等を進める。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版

(1) 官公需における価格転嫁策の強化

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。（中略）

これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。

② 国・独立行政法人等の低入札価格調査制度

低入札価格調査の対象となった事業のうち、失格となった事業が1%にも満たないなど、受注側の目線からは、低入札価格調査制度が機能していない。国・独立行政法人等において、低入札価格調査制度を適切に運用するように改め、また、工事以外の請負契約にも、その導入を拡大する。

また、同制度の調査対象となる契約は、おおむね予定価格の60%未満の極めて低い入札率であり、原則的に失格とする。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、最低制限価格制度の導入も含めた抜本的改革も検討する。

加えて、同制度に基づく調査の中では、最低賃金の支払、社会保険などの法定福利費、履行計画書、配置人数、応札した価格での積算書などの調査を徹底するとともに、調査実施後の点検についても、大幅に強化する。

「円滑な価格転嫁等に資する適切な低入札価格調査の実施等について（依頼）」のポイント

1. 低入札価格調査制度の運用の徹底

(1) 調査導入の義務化

- 予定価格1,000万円超の請負契約について調査導入を義務化し、調査基準該当時には確実に調査を実施

(2) 調査の厳格化

- 入札価格に、人件費・原材料費・エネルギーコストなどの実態が適切に反映されているかを確認
- 特に人件費については、合理的な人件費が見込まれていない場合、失格とする。

(3) 調査報告の拡充

- 失格の場合のみ調査報告を求めているが、失格にできなかった場合にも報告を求め、今後の運用改善に活用

2. 公共調達における価格転嫁の徹底

(1) 予定価格の適正な作成

- 漫然と前年度の契約金額を参考にせず、毎年の実勢価格・統計等を適正に反映させる。

(2) 契約変更等の対応

- 急速な物価上昇時、特に最低賃金の大幅な改定時には、契約金額見直しの必要性について受注者に確認
- あらかじめ契約書に契約変更に関する条項を記載

3. その他

- 価格以外のきめ細やかな要素を評価することができるよう、総合評価落札方式の積極活用
- オープンカウンター方式では、緊急時の対応が必要となるときは、地域要件を設定することも考慮